

保護者の皆様

岐阜市立岐阜中央中学校長 後藤 隆正

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営について

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が、5類感染症に移行することを踏まえ、国、県、市より通知がありました。

つきましては、通知に基づき、5月8日以降の学校の教育活動については、岐阜市内の小中学校では、下記のとおり対応しますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

5類感染症移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することを基本とします。

その上で、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じていきます。

2 5類感染症移行後の対応及び取扱いについて

(1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

※発症した日や症状が軽快した日を0日としてカウントし、翌日から起算します。

(2) 感染者に対しては、発症日（検体採取日）から10日間を経過するまでは、自主的な感染予防行動（検温等の健康状態の確認、マスク着用、感染リスクの高い場での配慮）の徹底を推奨します。

(3) 学校教育活動においては、生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、校外活動等でラッシュ等混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合等、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクの着用を推奨します。

(4) 「自宅待機要請者、濃厚接触者の取扱い」、「健康チェックカード（検温チェック）の取扱い」、「コロナガード、コロナ対応を踏まえた修学旅行実施マニュアルの取扱い」については、いずれも廃止となります。

※昇降口には、引き続き体温計を設置しますので、必要に応じて生徒自身の判断で検温し、自身の体調管理に生かしてください。

(5) 手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものにとらえ、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導していきます。

(6) 部活動については、部内に感染者が確認された場合でも、原則、通常の活動は制限しません。ただし、部内で感染拡大傾向の場合は、一時的に活動を止める場合があります。

なお、学級閉鎖中の感染者以外の公式大会等への参加は、これまで通り、保護者・生徒同意のもと、抗原検査キットにより陰性確認ができれば参加を認めます。

(7) 以前配付しております、新型コロナウイルス感染症用の罹患報告書につきましても、取扱いの廃止により一部内容が変更しますので、修正版を後日配付します。

(8) なお、今後、新型コロナワクチン接種者の副反応による欠席の場合は、欠席扱いとなります。